

倉敷市くすのき園運営規程

(平成25年 3月28日訓令第6号)

改正 平成26年 3月26日訓令第4号

平成26年12月25日訓令第7号

平成28年 3月24日訓令第3号

(事業の目的)

第1条 倉敷市が設置し、社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団が運営する倉敷市くすのき園（以下「施設」という。）が行う医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）、放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）及び指定障害福祉サービス事業の指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営に関する事項を定め、施設の円滑な運営管理を図るとともに施設を利用する障がい児（以下「利用児」という。）及びその利用児に係る通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）並びに施設を利用する障がい者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定医療型児童発達支援の実施にあたっては、施設は、利用児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、利用児の身体及び精神の状況、その置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導、訓練及び治療を行うものとする。

2 指定放課後等デイサービスの実施にあたっては、施設は、利用児の身体及び精神の状況、その置かれている環境に応じて、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

3 指定生活介護の実施にあたっては、施設は、利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境に応じて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して、排せつ、食事等の介護、創作的活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

4 前3項のほか、施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年岡山県条例第49号）及び「児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例」（平成24年岡山県条例第47号）に定める内容、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）及び「倉敷市障害福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年倉敷市条例第54号）及び関係規則」に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

--

名 称	所在地
倉敷市くすのき園	倉敷市有城 7 1 0 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名 (常勤職員)

管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に対し法令等に規定されている事業の実施に関し、遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 職員

(指定医療型児童発達支援)

ア 児童発達支援管理責任者 1 名 (常勤職員 管理者が兼務可)

児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成、利用児又は保護者に対する相談及び援助並びに他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

イ 医師 2 名 (非常勤嘱託医 指定生活介護を兼務)

医師は、診察、健康管理、アドバイス等を行う。

ウ 看護師 1 名以上

看護師は、健康状態の把握及び健康管理を行うとともに、診察の補助を行う。

エ 児童指導員 1 名以上

児童指導員は、通所支援計画に基づき、日常生活習慣の確立、発達に応じた遊びの提供及び子育て支援を行う。

オ 保育士 1 名以上

保育士は、通所支援計画に基づき、日常生活習慣の確立、発達に応じた遊びの提供及び子育て支援を行う。

カ 理学療法士又は作業療法士 1 名以上 (指定生活介護を兼務)

理学療法士又は作業療法士は、適切な技術をもって指導及び訓練を行う。

(指定放課後等デイサービス)

ア 指定医療型児童発達支援に規定する児童発達支援管理責任者、医師、看護師、児童指導員、保育士及び理学療法士又は作業療法士が兼務する。

イ 指導員又は保育士 2 名以上 (指定放課後等デイサービスのみに従事)

指導員又は保育士は、通所支援計画に基づき、日常生活習慣の確立、発達に応じた遊びの提供及び子育て支援を行う。

(指定生活介護)

ア サービス管理責任者 1 名 (常勤職員 管理者が兼務可)

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

イ 医師 2 名 (非常勤嘱託医)

医師は、診察、健康管理、アドバイス等を行う。

ウ 看護師 1 名以上

看護師は、健康状態の把握及び健康管理を行うとともに、診察の補助を行う。

エ 生活支援員 1名以上（1名は常勤職員）

生活支援員は、個別支援計画に基づき、日常生活上の支援、相談及び援助を行う。

オ 理学療法士又は作業療法士 1名以上

理学療法士又は作業療法士は、適切な技術をもって指導及び訓練を行う。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

3 施設は、支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者に委託することができるものとする。

(1) 施設内外の清掃業務

(2) リネン等の洗濯業務

(3) 調理業務

(4) 設備の修繕等

(5) 前4号のほか、施設の維持、管理及び運営上必要な業務であつて、利用児及び利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務

(開園日、開園時間及びサービス提供時間)

第5条 施設の開園日、開園時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 開園日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、その他市長が特に必要と認める日を除く。

(2) 開園時間

午前9時から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(3) サービス提供時間

ア 指定医療型児童発達支援 午前9時30分から午後3時30分

イ 指定放課後等デイサービス 授業の終了後 午後3時30分から午後5時

休業日 午前9時30分から午後3時30分

ウ 指定生活介護 午前9時30分から午後3時30分

(利用定員)

第6条 施設の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 指定医療型児童発達支援 25名

(2) 指定放課後等デイサービス 5名

(3) 指定生活介護 6名

(事業の主たる対象者)

第7条 施設で行う指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定生活介護の主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 指定医療型児童発達支援 重症心身障がい児

(2) 指定放課後等デイサービス 重症心身障がい児

(3) 指定生活介護 重症心身障がい者

(事業の実施地域)

第8条 事業の実施地域は、倉敷市全域とする。ただし、市域を越える実施も可能とする。

(事業の内容)

第9条 施設で行う事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 指定医療型児童発達支援

- ア 通所支援計画の作成
- イ 相談及び助言
- ウ 診察
- エ 訓練
- オ 保育
- カ 行事
- キ 健康管理
- ク 食事の提供
- ケ 通園バスの運行

(2) 指定放課後等デイサービス

- ア 通所支援計画の作成
- イ 訓練
- ウ 創作的活動
- エ 健康管理
- オ 食事の提供
- カ 地域交流

(3) 指定生活介護

- ア 個別支援計画の作成
- イ 排せつ及び食事等の介護
- ウ 訓練
- エ 健康管理
- オ 創作的活動
- カ 行事
- キ 食事の提供
- ク 一定期間利用がなかった場合に当該利用者の居宅を訪問して行う相談及び援助

(通所支援計画の作成)

第10条 第4条に規定する児童発達支援管理責任者が作成する通所支援計画の作成については、次のとおりとする。

- (1) 通所支援計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用児及び保護者の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者の発達を支援する上での適切な支援内容を検討するものとする。
- (2) アセスメントにあたっては、利用児及び保護者に面接し、面接の趣旨を保護者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- (3) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用児及び保護者の生活に対す

る意向，利用児に対する総合的な支援目標及びその達成時期，生活全般の質を向上させるための課題，指定医療型児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの具体的内容，留意事項その他必要な事項を記載した通所支援計画の原案を作成するものとする。この場合において，保護者に対する援助並びに施設が提供する指定医療型児童発達支援及び指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて通所支援計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。

- (4) 通所支援計画の作成にあたっては，利用児に対する指定医療型児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供にあたる担当者等を招集して行う会議を開催し，通所支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- (5) 通所支援計画の作成にあたっては，利用児及び保護者に対し，通所支援計画について説明，交付し，文書によりその同意を得るものとする。
- (6) 通所支援計画の作成後，通所支援計画の実施状況の把握（利用児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに，利用児について解決すべき課題を把握し，少なくとも半年に1回以上，通所支援計画の見直しを行い，必要に応じて，通所支援計画の変更を行うものとする。
- (7) モニタリングにあたっては，利用児及び保護者との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行うものとする。
 - ア 定期的に利用児及び保護者に面接する。
 - イ 定期的にモニタリングの結果を記録する。

（個別支援計画の作成）

第11条 第4条に規定するサービス管理責任者が作成する個別支援計画の作成については，次のとおりとする。

- (1) サービス管理責任者は個別支援計画の作成にあたっては，適切な方法により，利用者について，その有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「利用者アセスメント」という。）を行い，利用者の自立を支援する上での適切な支援内容の検討をするものとする。利用者アセスメントにあたっては，利用者に面接して行うものとする。この場合において，サービス管理責任者は面接の利用者に対して十分に説明し，理解を得るものとする。
- (2) 利用者アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，利用者及び家族の生活に対する意向，利用者に対する総合的な支援目標及びその達成時期，生活全般の質を向上させるための課題，指定生活介護の具体的内容，留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成するものとする。この場合において，利用者の家族に対する援助及び施設が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。
- (3) 個別支援計画の作成にあたっては，利用者に対する指定生活介護の提供にあたる担当者等を招集して行う会議を開催し，個別支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- (4) 個別支援計画の作成にあたっては，利用者又は家族に対し，個別支援計画につい

て説明，交付し，文書によりその同意を得るものとする。

(5) 個別支援計画の作成後，個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な利用者アセスメントを含む。以下「利用者モニタリング」という。）を行うとともに，利用者について解決すべき課題を把握し，少なくとも半年に1回以上，個別支援計画の見直しを行い，必要に応じて，個別支援計画の変更を行うものとする。

(6) 利用者モニタリングにあたっては，利用者及び家族との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行うものとする。

ア 定期的に利用者及び家族に面接する。

イ 利用者モニタリングの結果を記録する。

（受領する費用等）

第12条 施設は，第9条の各号に掲げる事業を提供した際は，保護者からは利用児の利用負担額，利用者からは利用負担額の支払いをそれぞれ受けるものとする。

2 施設は，法定代理受領を行わない保護者及び利用者から次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(1) 指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額

(3) 指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額

(4) 肢体不自由児通所医療に係るものにつき健康保険法の療養に要する額の算定方法の例により算定した額

3 施設は，前2項のほか，次の各号に掲げる費用の支払いをそれぞれ受けることができるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

加算対象外 390円

加算対象 160円

(2) 日用品費（実費）

(3) 指定生活介護で行う創作的活動に係る材料費（実費）

(4) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，利用者又は保護者に負担させることが適当と認められるもの（実費）

4 施設は，前3項の費用の支払いを受けた場合は，保護者又は利用者に対して領収証を交付するものとする。

5 施設は，保護者又は利用者に対し，あらかじめ第3項の内容及び費用について説明を行い，同意を得るものとする。

（利用負担額に係る管理）

第13条 施設は，利用児が同一の月に施設及び他の指定障害児通所支援事業所等を利用した場合，保護者から依頼があったときは，利用児の負担合計額（以下「利用児合計額」という。）を算定するものとする。

2 施設は，利用者が同一の月に施設及び他の指定障害福祉サービス事業所を利用した場合，利用者から依頼があったときは，利用者の負担合計額（以下「利用者合計額」という。）を算定するものとする。

3 施設は，前2項の利用状況を確認の上，利用児合計額又は利用者合計額を関係市町村

に報告するとともに、保護者、利用者、指定障害児通所支援事業所等、指定障害福祉サービス事業所等に通知するものとする。

(利用の条件等)

第14条 指定医療型児童発達支援事業の就学前の利用児は、保護者等とともに通園できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、保護者等が、利用児の単独での通園を希望した場合は、施設は、利用児の通所支援計画及び健康状態等を総合的に勘案し、支障がないと認められるときは、単独での通園を認めることができるものとする。なお、この場合の1か月あたりの上限利用日数については、施設が別に定めるものとする。

3 通園バスの利用は、施設が認めた利用児を対象とする。なお、運行及び路線については、施設が別に定めるものとする。

4 保護者は、利用児とともに通園できなくなったとき、又は退園を希望するときは、退園の届出を行うものとする。

(健康診断)

第15条 施設は、指定医療型児童発達支援の利用児及び利用者に対して、年2回以上定期的に健康診断を行うものとする。

(協力医療機関)

第16条 施設は、利用児及び利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておくものとする。

(緊急時等における対応)

第17条 利用児及び利用者の病状の急変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに前条に規定する、協力医療機関又は主治医その他の医療機関に連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 施設は、利用児及び利用者に事故が発生した場合は、速やかに保護者等及び関係市町村へ連絡するものとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び処置について記録するものとする。

4 施設は、保護者及び利用者に対し、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第18条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 施設は、非常災害等に備えるため、施設において避難、救出その他の必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行うものとする。

3 施設は、非常災害時における障がい児等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町、近隣住民、他の社会福祉施設等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

4 施設は、非常災害時において、障がい者、乳幼児、高齢者等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。

(衛生管理等)

第19条 施設は、使用する設備等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、感染症又は食中毒を抑止するよう必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項)

第20条 施設は、利用児及び利用者に対する虐待の防止さらには虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講ずるように努めるものとする。

(1) 虐待の防止、早期発見及び早期対応に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 職員に対する虐待防止等についての啓発のための定期的な研修の実施

(5) 虐待を受けたと思われる利用児及び利用者等を発見した場合の自治体への速やかな通報及び必要な措置の実施並びに自治体が行う調査への協力

(個人情報保護)

第21条 施設は、その業務上知り得た利用児及び利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た秘密を洩らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

3 施設は、他の障害福祉サービス事業所等に対して、利用児及び利用者等に関する情報を提供する際は、保護者及び利用者にあらかじめ文書により同意を得るものとする。

4 施設は、利用児、利用者又はその家族から当該利用児又は利用者に係るサービスの提供に関する記録の開示を求められた場合は、当該利用児又は利用者の不利益にならない範囲において可能な限り開示する。

(苦情解決等)

第22条 施設は、保護者及び利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録するものとする。

3 施設は、法の規定により岡山県知事又は市町村長（以下「岡山県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は職員からの質問若しくは施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又は保護者その他の利用者の家族からの苦情に関して岡山県知事等が行う調査に協力するとともに、岡山県知事等から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 施設は、岡山県知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を岡山県知事等に報告するものとする。

5 施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかつできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第23条 施設は、職員の能力の向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるもの

とする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

(3) 虐待の防止等に関する研修 年2回以上

2 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 施設は、利用児及び利用者に対する支援の提供に関する諸記録を整備し、支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第24条 この規程に定めるもののほか、運営に関する必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則 (平成25年3月28日訓令第6号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日訓令第4号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月25日訓令第7号)

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日訓令第3号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。